

船舶事故等調査報告書

平成23年8月25日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010横第49号
事故等種類	衝突
発生日時	平成22年4月2日 09時16分ごろ
発生場所	神奈川県横浜市 京浜港横浜区 大黒防波堤西灯台から真方位176° 2 km 付近（概位 北緯35° 25.8′ 東経139° 41.7′）
事故等調査の経過	平成22年4月2日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	A 貨物船 <sup>ブレイブ</sup> BRAVE PESCADORES（パナマ共和国籍）、5,471トン 9109940（IMO番号）、ETERNAL PESCADORES S.A. PANAMA B 貨物船 <sup>きんりゅう</sup> 錦隆丸、499トン 140669、錦城海運有限会社
乗組員等に関する情報	A 船長A、中華人民共和国籍、パナマ共和国免状 B 船長B、四級海技士（航海）
死傷者等	なし
損傷	A 左舷外板に破口、凹損及び擦過傷 B 右舷ポートダビッドの損傷、搭載交通船の落下による全損
事故等の経過	A船は、船長Aほか18人が乗り組み、船長Aが操船指揮を執り、航海士及び甲板手が船橋当直に就き、喫水が船首約2.12m、船尾約5.24mの空船で平成22年4月2日06時50分ごろ京浜港横浜区Y2錨地に投錨したが、Y2の境界から東方に出てしまい、その旨を港務通信局から指摘を受けたので、07時25分ごろ揚錨した。 Y2錨地には、投錨時、B船を含めて約5隻の船舶が錨泊していた。 船長Aは、適当な錨泊地を探して航行し、横浜区の本牧ふ頭D突堤に約60mに接近したのち、B船を左舷前方に見て右舷前方から強風を受ける態勢で南進中、09時16分ごろ左舷船首部とB船の右舷船尾部が衝突した。 B船は、船長Bほか5人が乗り組み、喫水が船首約1.7m、船尾約3.7mの空船で衝突場所において右舷錨鎖7節で錨泊していた。 船長Bは、B船が南西方に向いていたとき、右舷後方からゆっくり接近するA船に気付き、衝突のおそれを感じ、汽笛を吹鳴しようとしたが鳴らず、右舷船尾部とA船の左舷船首部が衝突した。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南西、風力 6、視程 約6km 海象：潮汐 下げ潮の中央期、潮高 約1m、潮流 南西へ約0.5ノット、波高 約1.5～2m
その他の事項	A船及びB船のAIS情報から、09時16分ごろ両船が最も接近した。

分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>A あり、B なし なし A あり、B なし</p> <p>A 船は、京浜港横浜区 Y 2 錨地において、投錨場所を探しながら南進中、船長 A が南西風の影響に対する配慮が適切でなかったことから、錨泊中の B 船に接近して衝突したものと考えられる。</p> <p>B 船は、京浜港横浜区 Y 2 錨地で錨泊中、船長 B が、接近する A 船に気付き、汽笛を吹鳴しようとしたが、汽笛が吹鳴しなかったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、京浜港横浜区 Y 2 錨地において、A 船が投錨場所を探しながら南進中、B 船が錨泊中、船長 A が南西風の影響に対する配慮が適切でなかったため、A 船が B 船に接近し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	